

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

(平成一七年六月一 日法律第五三号)

一、提案理由(平成一七年四月七日・衆議院農林水産委員会)

島村国務大臣 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

将来にわたる食料の安定供給と農業の持続的発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、このような農業経営を営む者に対する農地の利用集積を図ることが重要であります。特に、水田農業を初めとする土地利用型農業においては農地の利用集積のおくれが大きく、地域での話し合いを促進し、集落合意に基づく農地の利用集積を推進していくことが喫緊の課題となっております。

また、農業従事者の主力を担ってきた昭和一けた世代の引退が本格化する中、遊休農地が増大しており、担い手への農地の利用集積の妨げとなる事態も生じていることから、その解消を図ることが強く求められております。

政府といたしましては、このような課題に対応するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農地保有合理化事業の拡充であります。

農地保有合理化事業に、農業生産法人への金銭出資及び農用地等の貸付信託の事業を追加し、農地の仲介機能の強化を図ることとしております。

第二に、農用地利用改善事業の見直しであります。

集落における総合的な農地利用の準則である農用地利用規程の規定事項を見直し、集落での話し合いを通じ集落営農の役割分担や担い手に対する農地の利用集積目標の明確化等が図られることとなるよう措置することとしております。

第三に、遊休農地対策の充実であります。

都道府県、市町村に対し遊休農地の解消、防止に関する基本的な構想の作成を求めるとともに、都道府県知事の裁定による賃借権の設定、市町村長による遊休農地所有者等に対する措置命令等の措置を講じ、体系的な遊休農地対策の整備を図ることとしております。

第四に、農業生産法人以外の法人に対する農地の貸付事業の創設であります。

構造改革特区制度の全国展開として、遊休農地が相当程度存在する区域において、市町村等が農業生産法人以外の法人に農用地を貸し付ける事業を創設し、遊休農地の利用の増進を図ることとしております。

第五に、農業振興地域整備計画の策定手続の見直しであります。

地域全体の合意に基づく計画的な土地利用を進めるため、農業振興地域整備計画の策定、変更の際し、市町村の住民による意見提出の機会を付与することとしております。

……………(略)……………

以上が、これら二法案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告（平成一七年四月二六日）

山岡賢次君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、担い手への農地の利用集積を促進する措置を拡充するほか、構造改革特別区域制度の全国展開として、農業生産法人以外の法人への農地貸付事業を創設するとともに、体系的な遊休農地対策の整備を行おうとするものであります。

……………（略）……………

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は、四月五日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

……………（略）……………

委員会におきましては、七日島村農林水産大臣から両法律案の提案理由の説明を聴取した後、十三日から両法律案の質疑に入り、参考人からの意見聴取、現地視察を行うなど、慎重な審査を行いました。

二十一日質疑を終局し、まず、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案について討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一七年六月三日）

中川義雄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は、担い手に対する農地の利用集積の促進、農地リース特区の全国展開、体系的な遊休農地対策の整備等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、集落営農の担い手としての位置付け、小規模農家への支援の在り方、農地リース特区を全国展開させる理由、農地所有及び耕作者主義の在り方と農地制度見直しの方向性、市民農園の農政上の位置付け等について質疑が行われ、また、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案につきましては参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の紙委員より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。